

第 24 回筑後市農業委員会総会議事録

日 時 令和 7 年 6 月 5 日 午後 1 時 28 分～午後 2 時 50 分

場 所 東庁舎 3 階 301 号室

出 欠 者 出席者 12 名 欠席者 4 名

議 事 1. 開 会

2. 議事録署名人の指名

3. 付議事案

報告 第 1 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権
解約について

報告 第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による届出について

議案 第 1 号 会長の職の辞任について

議案 第 2 号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積等促進計画に
ついて

議案 第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案 第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案 第 5 号 令和 6 年度最適化活動の点検・評価について

議案 第 6 号 農業委員会等に関する法律第 3 7 条に基づく事務の実施
状況の公表について

4. 閉 会 協議（報告）事項

出席委員（12 名）

1 番	松永 博視	3 番	吉武 正悟
5 番	田島 雅弘	6 番	河原 努
7 番	溝口 弘之	10 番	中村 勇次
11 番	城戸 孝行	12 番	井寺 知江子
13 番	下川 隆稔	14 番	成清 輝美
15 番	岡本 義照	16 番	近藤 茂

欠席委員（4 名）

2 番 富安 春二

4 番 鶴田 清

8 番 中村 伸秀

9 番 下川 一馬

出席事務局職員

事務局長 井 上 浩 二

課長補佐兼担当係長 中 村 敏 和

午後 1 時 28 分 開会

○事務局

時間前ですけど始めさせていただきます。第 2 4 回総会です。会長の方からご挨拶をお願いいたします。

○議 長

皆さん、こんにちは。（こんにちは。）本日は農繁期の大変お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。只今から第 2 4 回農業委員会総会を始めさせていただきます。本日の欠席者は 2 番の富安さん、4 番の鶴田さん、9 番の下川一馬さん、8 番の中村伸秀さんの 4 人が欠席でございます。しかし、委員会はですね、委員さんの過半数の出席で成立ということで委員会は成立いたします。それではですね、次に、注意事項でございます。効率的な審議となるよう事務局からの説明は簡潔にお願いします。また、発言される方は議長の許可を得てから議案の審議に必要なものを簡潔にお願いし、議案の審議に影響の無いご質問につきましては最後の協議事項の際にお願いを致します。

本日の議事は報告事項が 2 件、議案 6 件でございます。慎重なるご審議と円滑な会議の進行にご協力をお願い致します。次に議事録署名人の指名を行います。本日は 3 番の吉武正悟委員と 5 番の田島雅弘委員にお願いします。

それではですね、早速報告事項に入ります。報告第 1 号から 2 号について続けて事務局からの説明をお願いします。

○事務局

議案書の 1 ページをお願いいたします。

報告第 1 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権解約について
でございます。

第1項を説明いたします。第1項、所在長浜、地目田2筆、面積計1,801㎡、解約事由は3条売買のためでございます。解約後については、7ページの第1項の3条売買でご説明いたします。以上です。

続きまして、議案書の2ページをご覧ください。

報告第2号 農地法第4条第1項の規定による届出について でございます。

第1項、所在鶴田、地目田1筆、面積730㎡のうち170㎡、広がり10haを超える農地で第1種農地、申請人は筑後市鶴田の_____さん、転用事由は農業倉庫となっております。場所の確認をお願いします。地図の1ページです。ご自宅のですね、南側の農地の一部で農業用施設の場合は農地法施行規則の第29条第1項の規定により2a未満ですか、200㎡未満のですね、農地については転用許可申請ではなく届出でよいということになっております。尚ですね、この件は、田島委員さんからの報告で建築されようとしていたものでございまして、事務局の方からですね、指導を行いまして、始末書が添付されておるところでございます。現地の方に行きましてですね、ご本人様にお会いして制度の説明を再度行って参ったところでございます。どういう経過で建築に至ったのかというと業者さんがもう届出も何も要らないと言われたのをそのまま受けて建てられようとしていたところ、ところが基礎もあって、普通のビニールハウスと違いますので、届出の指導を行ったところでございます。説明は以上でございます。

○議長

それではですね、報告事項を終わります。次に、議案第1号です。第1号につきましては、第1項から第4項まであります。第1項につきましては、農業委員会会議規則第10条の規定により、委員は自己に関する事項については、議事に参加することができないことになっております。従いまして、私は退室させていただきますので議事の進行を職務代理者である岡本副会長に交代いたします。

【近藤会長 退室】

○臨時議長

それではですね、私、今、説明がありましたように臨時議長岡本が進行させていただきます。それでは、第1号議案第1項について、提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書は3ページになります。

議案第1号 会長の職の辞任について でございます。

第1項、近藤会長からですね、令和7年5月8日付けで令和7年6月30日をもって会長職を辞任したいとの届出がっております。理由といたしましては、病気入院による退院後通院加療が必要になり、会長職の職務従事が困難になったとのことでございます。説明は以上でございます。

○臨時議長

今、事務局から説明がありましたけれども議案第1号1項について、質問ある方はよろしくをお願いします。無いでしょうかね。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。議案第1号第1項について同意することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので同意とすることに致します。

【近藤会長 入室】

○議長

それではですね、次に、第2項、会長の互選について提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

そしたら、私の方から会長の互選についてご説明致します。ただいま同意いただきました会長の辞任に伴いまして、後任を改めて選出のお願いするものでございます。会長の互選はですね、欠席委員を除いて選挙による方法又は、指名推薦による方法で選出することになっておりますので、どちらかの方法で選出していただくことになり

ます。説明は以上でございます。

○議 長

それではですね、今の事務局からの説明のとおり、農業委員会法についても委員の中から会長互選ということで、互選につきましては選挙による方法、指名推薦による方法ということで説明がありました。いかが取り計らいいたしましょうか。どなたかご意見がございませんか。はい。城戸委員どうぞ。

○委 員（１１番）

１１番の城戸ですけど、また、選挙となるとちょっと時間がかかるので、推薦という形で今、副会長の岡本さんと成清さんにやってもらっていますので、どちらかに会長をお願いしたいと思うんですけど、岡本さんは１、２回以上代理でしてありますので、私としては岡本さんでどうかなあと思うんですけどよろしくお願い致します。

○議 長

今ですね、選挙ではなく推薦でした方がいいという意見がありますが、他にございませんかね、他に意見もないようですので、今、城戸委員から岡本委員を推薦したいということで意見がありました。他に意見もないようですので、それではですね、岡本委員を会長として、推薦することに同意される方の挙手をお願いします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございます。岡本委員を次期会長とすることに決定致しました。それではですね、今、岡本副会長が次期会長に決まりましたので、ここで、岡本委員から会長の就任のご挨拶をお受けしたいと思います。よろしくお願いします。

○委 員（１５番）

はい。近藤会長の代理として、今まで副会長を仰せつかっておりましたけれども、今、皆さんの全員賛成ですね、同意をいただきましたので筑後市の農業委員会の発展のためにも今までどおりですね、恥じない取り組みをしていきたいと思います。よろしくお願いします。

【拍 手】

○議 長

はい。それではですね、次に岡本会長が会長に就任ということで、副会長の席が空席となりました。それでですね、次に空席となりました副会長の選出について、提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

次期会長ですね、決定によりまして、副会長が空席になりましたので後任を改めて選出をお願いするものでございます。これも互選で、会長の互選と同様に欠席委員を除き選挙による方法、それから指名推薦による方法で選出するという事になっておりますので、どちらかの方法で選出していただくことになります。説明は以上でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

○議 長

はい。それではですね、事務局の説明がありましたけれども、副会長の互選について、選挙による方法と推薦による方法ということですけど、どなたかご意見はございませんか。そしたらですね、意見も出ないようですので、しばらく休憩致します。

【休 憩】

【再 開】

○議 長

会議を再開します。今ですね、各委員の中から城戸委員に是非、副会長をお願いしたいという意見がありますので、城戸委員に賛成の方は挙手をお願いします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございます。城戸委員に副会長をお願い致しますことで決定しました。それではですね、城戸委員を次期副会長とすることに決定致しました。次に、会長の職務代理者も同時に空席となりますので、職務代理者の互選について提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい。職務代理者についても同様に後任を改めまして、選出をお願いするものでございます。同様に欠席委員を除く選挙又は指名推薦による方法で選出することになっております。副会長が今、お二人決まっておりますので、成清副会長、城戸副会長、この中からお1人選出していただくことになります。説明は以上でございます。

○議 長

それではですね、今、事務局の説明がありました。職務代理者の互選についても、選挙か指名というようなことで説明でしたけど、実はですね、2名のうちからですね、この方を推薦というよりもできれば私はですね、選挙推薦ではなくて、会長2名のうちから1人の方からですね、立候補していただく方がいいと思いますから、いか

がでしょうか。あの方を推薦しますというですね。

○委員（５番）

いいですか。正式にそういう方法をしないかわかりませんが、お二人いらっしゃいますので、そこら辺で話合ってもらって、これがいちばんよいかと思います。

○議長

わかりました。他にございませんか。それではですね、城戸委員と成清委員のお二人の中から選考することになりますからですね、しばらく休憩します。

【休憩】

【再開】

○議長

今から再開致します。副会長両名とお話しを致しまして、成清委員を次期職務代理者とすることに推薦しますけれども皆さんの同意をお願いしたいと思います。それではですね、成清委員に次期職務代理者にすることに賛成の方は、挙手をお願いします。

【賛成者挙手】

はい。全員賛成でございます。副会長となられた城戸委員と職務代理者の成清委員にご挨拶をお受けしたいと思います。

○委員（１４番）

岡本さんが元気なので、そうすることはないと思いますが、城戸さんは忙しいということなので、私がやることになりました。皆さんよろしくお願いします。

【拍手】

○議長

次に、城戸委員からご挨拶をお願いします。

○委員（１１番）

何分不慣れなんですけど、後、１年ちょっとなので、無事に副会長の職をしたいと思います。お願い致します。

【拍手】

○議長

第３項について、提案致します。これ一応ですね、議席の変更を行う必要があります。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい。そしたらですね、議席についてご説明いたします。従来の慣行で会長は16番、職務代理者の副会長は15番となっております。これに倣いまして、次期会長の岡本委員は16番、職務代理者の成清委員は15番、もう1人の副会長の城戸委員は14番で、近藤会長は空席となる11番へ次の総会から議席番号を変更することでご承認願えればと思います。説明は以上でございます。

○議 長

今、事務局からの説明がありましたとおり、私が11番ということで、次の総会から変更となります。よろしくお願いいたします。次に、第4項ということで各種委員会の委員選出について、提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

そしたら今日ですね、こちらの各種委員会の委員等の選出という紙をお配りしていると思います。こちらが変更になりますので、これで説明をさせていただきたいと思います。外部の団体とかの分の誰がどこに出てあるかというのになるんですけど、まずですね、1番目、福岡県農業会議の普通会員というのがありますけど、これはですね、県内の市町村の農業委員会の会長が普通会員というのになりますので、次期会長の岡本委員にお願いをいたします。2つ目、水田農業推進協議会、これの監事ですね、これは今、近藤会長がやってあると思うんですけども、これも農業委員会の会長がやるということになっていますので、これも岡本次期会長にお願い致します。3番目、筑後市農業振興地域整備促進協議会、これはですね、農業委員会から3名の正副の会長の充て職となっていますので、次期会長の岡本会長、成清副会長、それから城戸副会長ということになります。

それから4番目、筑後市農業振興対策協議会、これはですね、いつもは開かれておらず、市長の諮問機関となりますので、必要に応じて開催される場合があります。これも3名の正副会長となりますので、岡本次期会長、それから成清副会長、それから城戸副会長が委員ということになります。それから5番目、筑後市都市計画審議会、農業委員会から1名で現在、成清副会長が出てあります。なので、これは職務代理者の兼ね合いもあると思うんですけど、事務局としては、引き続きお願いを、頻繁にあるわけではないと思うんですけど、お願いしたいと思います。それから6番目、農業者年金加入促進部長、これは青年卒の委員ということで、河原委員にお願いをしております。事務局としても、これも引き続き河原委員にお願いをしたいと思っております。

す。事務局からの説明は以上でございます。

○議 長

ちょっと補足しますと、2 番目の水田農業推進協議会は今年度は終わりました。それと、振興地域整備計画は、大体 2 月の頭と 8 月にあっておりますから、正副会長は充て職というふうになっていきますからよろしくお願いします。これにつきまして、ご質問はありますか。これは、事務局の説明のとおりですのでよろしくお願いします。正副の方はよろしくお願いします。それではですね、これで議案第 1 号は終わりました、次に、議案第 2 号を提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書 4 ページをお願い致します。

議案第 2 号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積等促進計画について でございます。

こちらは、5 ページまでありますけど、第 1 項を説明いたします。権利種別、貸借権設定、第 1 項、所在長浜、地目田 2 筆、面積計 2,072 m²、利用権、賃貸借、貸人、大字長浜の _____ さん、借人、大字野町の _____ さん、利用目的は米、借賃は反当り米__kg、期間は 5 年間でございます。続きまして、集計の説明をさせていただきます。議案書 6 ページをお願いします。左側の総計です。田が 3 件、面積 4,175 m²、畑が 1 件、面積 2,417 m²、合計 4 件、面積 6,592 m²でございます。新規再設定別では、新規が 4 件、通年期間借地の別では、通年が 4 件、小作料納入別では、金納が 3 件、物納が 1 件、右側の貸借期間別でございます。5 年が 2 件、10 年が 2 件となっております。説明は以上でございます。

○議 長

それではですね、今、説明が終わりましたけど、議案第 2 号について、質問のある方はお願いします。

○委 員（5 番）

はい。

○議 長

はい。どうぞ田島委員。

○委 員（５番）

５番田島です。第１項のですね、____さんの経営面積とか全然ついていませんが、新規に始められるのですか。

○議 長

借人が空欄になっていますけど。（経営面積が空欄）

○事務局

それでは、私の方から一つ。

○議 長

はい、どうぞ。事務局の説明をお願いします。

○事務局

____さんは、過去に農地を持ってございまして、所有されていた農地は、転用で２筆無くなっているということで、今回ですね、____さんのところを米を作られるということで、設定がされているところでございます。私も____さんを____さんだと思いますけれども、前はしてあって機械とかはあるということでお伺いしております。

○委 員（５番）

機械はある。

○事務局

ということでお伺いしているところです。

○議 長

年齢はおいくつ。

○事務局

年齢は（書類では）わかりません。

○議 長

農業を再開ということで。よろしいですか。

○事務局

そうですね。

○議 長

そしたらですね、田島委員。今、事務局の説明がありましたけど、農業の再開ということでご理解いただけますか。

○委 員（５番）

はい。

○議長

他にございませんかね。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。議案第2号について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

それでは次に、第3号農地法第3条について提案いたします。本日は2件でございます。第1項について、事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書の7ページをお願いします。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について でございます。

第1項、契約、売買、所在長浜、地目田2筆、面積1,801㎡、渡人、神奈川県横浜市の_____さん、受人、大字長浜の_____さん、申請事由は受人の規模拡大のためでございます。作物は、米が植えにくい場所だということで麦となっております。売買価格は、合意により反当り_____円、総額で_____円程度となっております。説明は以上でございます。

○議長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

岡本でございます。今、事務局からの説明があったとおりでございます。以上でございます。

○議長

説明も終わりましたので、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第1項について許可することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することに致します。次に、第2項について、提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第2項、契約、売買、所在前津、地目田1筆、面積202㎡、渡人、大字前津の_____さん、受人、大字前津の_____さん、申請事由は受人の規模拡大のためでございます。作物は米、売買価格は合意により反当り_____円となっています。説明は以上でございます。

○議長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

5番田島です。第2項については、事務局の説明どおりでございます。審議よろしくをお願いします。

○議長

説明も終わりましたので、第2項について質問のある方はをお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第2項について許可することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することに致します。議案第4号農地法第5条の転用について、提案致します。本日は6件でございます。第1項について、事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書の8ページをご覧下さい。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について _____ でございます。

第1項、契約売買、所在長浜、地目宅地3筆、面積568㎡、渡人、長浜の_____さん、受人、久留米市西町の_____さん、申請事由は、個人住宅建設となっております。地図の2ページをご覧下さい。_____の東側で、長浜の_____のところになります。

以前もありましたように、和泉の_____と同じくですね、_____の場合は最終的に農地法第5条の転用許可が必要とですね、法務局からの通達がございますので、今回の申請となっているところでございます。実際ですね、建設場所がちょっとわかりにくいんですけど、ブルーで書いているところですね、ちょっと青の濃いところ、_____のところはちょっと薄くて見づらいんですけど、3箇所あるかと思いますが、いちばん南側の角と上ですね、申請地の上のところと三角のところがあっていると思いますが、そういう形でなっております。土地代は、総額の_____円、坪単価約_____円、説明は以上でございます。

○議長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

15番の岡本でございます。今、事務局の説明のあったとおりでございます。よろしく審議方をお願いします。

○議長

説明も終わりましたので、第1項につきまして質問のある方はをお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第1項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。次に、第2項について提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第2項、契約、使用貸借、所在前津、地目畑1筆、面積2,433㎡のうち330㎡、貸人、前津の_____さん、借人、同じく前津の_____さん、親子になられます。申請事由は個人住宅建設となっております。地図の3ページをご覧ください。こちらですね、_____のこの信号からですね、東へ入ったところでございます。こちらの農地は、用途地域でございまして、第3種農地原則許可となります。こちらはですね、一部を宅地としてされるということで、転用許可後に分筆されるということでお伺いしております。説明は以上でございます。

○議長

次に担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

5番の田島です。ただいまの事務局の説明のとおりです。ご審議方よろしくお願い致します。

○議 長

説明も終わりましたので第2項について、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第2項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。次に、第3項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第3項、契約、売買、所在蔵数、地目畑1筆、面積449㎡、渡人、久留米市の_____さん、受人、東京都の_____さん、申請事由は宅地造成3区画となっております。場所の確認をお願いします。地図の4ページをご覧ください。_____のですね、北側になります。この農地はですね、用途地域で第3種農地原則許可になります。土地の価格は、_____円、坪単価約_____円となっております。_____さんは、過半要件はクリアされているところでございます。説明は以上です。

○議 長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

6番の河原です。事務局の説明のとおりです。ご審議方よろしくお願い致します。

○議 長

説明も終わりましたので第3項について、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第3項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。次に、第4項について提案い

たします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書 9 ページをご覧ください。こちらですね、修正がございまして議案書の備考欄、事前調査委員さんはですね、農地の種別をですね、3 種から 2 種にですね、修正をお願いしたいと思います。事前調査に来られておられる方はですね、はい。すみません。

第 4 項、契約、売買、所在四ヶ所、地目田 1 筆、畑 1 筆、面積合計 127 m²、渡人、糟屋郡久山町の_____さん、受人、四ヶ所の_____さん、申請事由は資材置場整備となっています。場所の確認をお願いします。地図の 5 ページをご覧ください。四ヶ所の村中でございまして、申請の左下に赤色で書いておるところが以前ですね、令和 4 年の 1 1 月に____さんが同じく資材置場で許可を受けられたところになります。事業拡張のため、今回またちょっと資材置場が足りないということで、こちらの農地とその北側が宅地になっていますけど、一体利用としてこちらの方も一緒に整備されるというところがございます。前回も転用の所はきちんと資材置場になっておるところを確認しております。土地の価格は総額で_____円、坪単価約_____円、説明は以上でございます。

○議 長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

1 番の松永です。事務局から言われたように、_____さんにまた買ってくれということで、____さんがお願いしてあります。____さんが糟屋郡ということでほとんどこちらにはみえませんので草刈り等地元の人がやっていますので、是非、買って下さいということで____さんになっています。審議方お願いします。

○議 長

説明も終わりましたので第 4 項について、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問もないようでございますので採決をとります。第 4 項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。次に、第 5 項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第5項、契約、売買、所在富久、地目田3筆、面積合計 1,166 m²、渡人、東京都あきる野市の_____さん、持分3分の1、飯塚市の_____さん、同じく3分の1、水田の_____さん、持分が6分の1、大宰府市の_____さん、持分が6分の1、受人、筑後市富久の_____さん、申請事由は倉庫建設及び駐車場整備となっております。場所の確認をお願いします。地図の6ページをご覧ください。こちら旧442号線ですね、下に_____さんがありますけれども、その会社のすぐ道を挟んでですね、北側の農地と緑色のところは宅地でございますね、これを一体的にされるということでお伺いしております。この農地は 10ha 未満の農地で第2種農地、集落接続で許可可能となります。今回ですね、申請地ですね、キノコなどの資材販売を行うと、計画書に書いてあるところでございます。_____さんはいろいろこういった食品関連とか資材を取り扱っておられる会社だそうです。土地の価格は、_____円、坪単価約_____円、説明は以上でございます。

○議長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

1番の松永です。今でもですね、_____さんは緑のところに駐車場として借りて、ずっと車を置いておられますもんね、田んぼの方が飯塚の_____さんという人が草刈りに来てあるんですけども、遠いからですね、売ってあるんじゃないかと最終的に思います。以上です。審議方をお願いします。

○議長

説明も終わりましたので第5項について、質問のある方はをお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第5項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。次に、第6項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第6項、契約、売買、所在西牟田、地目畑1筆、面積 294 m²、渡人、久留米市三潁

町の_____さん、受人、西牟田の_____さん、申請事由は資材置場整備となっております。場所の確認をお願いします。地図の7ページをご覧ください。こちら_____から行くと南の方すぐのところになります。こちら用途地域でございまして第3種農地で原則許可となります。_____さんは、_____という設備会社を経営されております。同じ西牟田のところにいらっしゃいます。土地の価格は_____円、坪単価の約_____円となっております。説明は以上でございます。

○議 長

第6項について、私が担当委員ということで、今の事務局の説明のとおりですけど、この_____ということで実際申請人はですね、申請地の近くで_____事業を営んでおられます。説明があったとおり資材置場ということです。以上ですけど何か質問のある方はどうぞお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第6項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。次に、議案第5号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書10ページですね、お願いします。

議案第5号 令和6年度最適化活動の点検・評価について _____でございます。

皆さまのですね、各委員さんの1年間の活動のですね、点検、評価になります。A3用紙をご覧ください。こちらにつきましては、農地利用最適化活動の点検、評価というところで、表の1番左からいきますと、月が書いてあって活動日数ですね、これは皆さんタブレットに入れていただいたものをシステムで抽出して、こちらの方に記載したところでございます。この活動の主なやつは、1番上のところに左から農地の集積に向けた活動、それと真ん中が遊休農地の解消、発生防止活動、新規参入の促進活動というところですね、こういうふうな項目に該当した時は丸とかですね、回数とかを書くようになっております。この回数とか丸を付けておるところはですね、皆さ

まがタブレットに入力いただいたところから私の方で抽出しまして、その結果を基に入力をしているところでございます。その集計の合計欄があるところでございます。

(2) 真ん中よりちょっと下のところ成果目標の達成状況及び自己点検評価の結果というところで、農地の集積、遊休農地、新規参入というところですね、各皆様のところの数字を入れておるところでございます。委員さんで地区から推薦いただいた皆さまですね、のところに全部集積率のとかは数字が入っています。それ以外の皆さまですね、一応全部ゼロという形でさせてもらっております。②の事項点検評価のところがございますけれども、活動実績と成果実績というところですね、皆さま方からいただいたというところで記載をしております。2番ですね、1番下のところ、これが農業委員会による点検評価ということで、全体としての評語というのは、この数字を入れると自動的にここに評語が入って参ります。皆さまほとんど、目標をやや下回るけどというところであると思いますが、点数がそういう形になりますからですね、それでいいと思いますが、そこで総会で出された意見いうところはですね、次のようにご提案したいと思います。全体としての評語はですね、目標に対しての結果どおりの結果が得られた方が1名いらっしゃいますけど、その方については、「計画目標どおりの活動ができた」というご意見でどうでしょうか。それと、やや下回るけれどもという方がほとんどだと思いますけど、その皆さまにつきましてはですね、「計画目標をやや下回るが概ね活動ができた」というご意見でいかがでしょうかいうと、ご提案を差し上げたいと思います。説明は以上です。

○議 長

それではですね、今、議案第5号ということで、最適活動の点検、評価について、事務局の説明がありましたけれども、議案第5号につきまして、質問のある方はお願いします。私から一言いいですか、今年度もタブレットについては、継続して行われるということですかね。

○事務局

はい。

○議 長

そしたら、できるだけですね、今からなかなか水田の米対策なんか、政府も大幅な変更も行うといった事もニュースで流れておりますから、できるだけ地元の方とか意見交換をしながら、そういう事も入力していただければいいと思います。よろしくお

願います。何かありませんかね。

それではですね、質問も無いようでございますので採決をとります。議案第5号について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。時間も過ぎましたから10分間休憩して、40分に再開します。

【休 憩】

【再 開】

○議 長

それでは、時間になりましたので再開したいと思います。次に、議案第6号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書11ページをご覧ください。

議案第6号 農業委員会等に関する法律第37条に基づく事務の実地状況の公表
について でございます。

別紙のですね、先ほどの点検結果の下に6枚ものでページを1から6別紙と書いてある令和6年度の農業委員会の農地利用の最適化推進の状況、その他事務の実施状況の公表というものを説明させていただきたいと思います。1ページですね、これは、4月に説明をいたしました令和7年度の目標の表と一緒にございまして、その6年度の実績にかかる分を公表しなさいというところでございます。まず、1ページはですね、農業委員会等の状況を書いていますので、こちらの方はご参照いただきたいと思います。続きまして、2ページをご覧ください。こちらからが実際の活動の実施状況の結果でございます。最初が農地の集積でございまして、目標②があつて、③の実績のところです、今年度も新規集積面積は2ha、今年度末の集積面積は1,461ha、目標に対する達成状況は、ちょうど目標に対して2haでございましたので、100%、農地の面積Fはですね、また、10ha減つていまして1,910haとなっております。集積率76.5%となっているところでございます。点検結果としては、そこに書いているところでございますけれども、やはり地域計画の策定に伴いですね、後継者問題や離農に対して、

担い手や認定農業者への更なる農地の集積が必要であるということで、筑後市はですね、近隣でも高い集積率を誇っております。柳川市さんはもっと高く 80%を超える集積率があるということで、そちらに近づけていきたいと思っておるところでございます。続きまして、(2) の遊休農地の解消のところでございます。②のですね、目標のところをご覧ください。こちら 7 年度の目標でも説明をしたとおりですね、こちらの目標の数値は、令和 3 年度の遊休農地の面積を書いて、それを 5 年間で解消するというのが目標になりますから、15ha の 5 分の 1 は、3ha、というこういう書き方になりますので、覚えておいてください。続きまして、3 ページですね、3 ページ③の実績のところでございます。まずですね、筑後市は、緑区分しかないですが、解消面積はですね、実績として 1.9ha、目標からすると 63.3%ということになっております。頑張ってくださいました。ありがとうございます。新規発生ですね、令和 5 年度に発生した解消の面積は 0.5ha でございました。④のところは、いわゆる調査ですね、調査のところを書いておりますけど、すいません。右側のところ令和 5 年からと書いておりますけれども、令和 6 年 10 月からになっておりますので、修正をお願いしたいと思います。それで、結果として 13.7ha まだございますので、引き続きですね、農地パトロール、あと新規発生がないように皆さま日頃から活動をよろしくお願ひしたいと思います。(3) がですね、新規参入への促進、いわゆる新規就農者の関係でございますけれども、②の目標のところでですね、目標というのがなかなか難しいところでございます。貸付けてもいいよと、それを同意で公表する農地の面積が目標数字ということで、国が設定しております。ですけれども、筑後市はですね、先ほど 76.5%集積しているというところで、更にじゃあ、貸してもいいよというところがあると言われるとそうなのではないかと思われまうけれども、一応、これが目標になっているということを再度ご確認くださいと思います。4 ページをお願いします。4 ページの実績のところですね、公表の面積はなかったのですけれども、ちょっと前の総会でもお話ししましたが、令和 6 年度はですね、当初、新規参入、就農者がゼロという話をしまして、なぜかという、初期投資にかかる設備投資が掛かります。空きハウス、施設園芸をされる方が多いのでその方たちが空きハウスがなかったということで、筑後でも予定されていたのですけれども、お隣の八女市立花町の方に就農された方が何件かいらっしゃったということで、例えばこのハウスが空きますよとか、辞められるとかですね、そういった情報がございましたら、是非、農政課の新規就農担当、あ

るいは農業委員会事務局でも結構でございますので、電話で結構ですので情報提供をお願いしたいと思います。情報提供イコール新規就農者の参入に繋がりますので是非、お願いしたいと思います。

続きまして、最適化活動の日数ですね、皆様、先ほど点検表をお渡ししたとおりでございます。1人当たりの活動日数が月に6日というところで設定させていただいております。令和6年度、月6日ですから年間72日以上を達成された方が、お二人いらっしゃいます。お二人いらっしゃいますので、皆さんもそうなるように、是非、営農の合間に活動の方をしていただければと思います。強化月間とか書いておりますけれども2つ書いておまして、実績の10月に新規参入の促進というところで、相談会が八女の就農支援センターでありまして、溝口委員さんの方に行っていただきまして、グループ討議も入っていただいてイチゴの関係で就農希望者の方にいろいろですね、アドバイスをいただいたところでございます。ありがとうございました。

続きまして、5ページをご覧ください。こちら先ほどの就農相談会とかのところでございます。実績は先ほどお話をした通りでございます。結果的に目標の達成状況の評語としましては、皆さま全員のところするとやや下回るというところになりますけれども、そういう結果であったというところで、ご理解いただければと思います。

続きまして、6ページをご覧ください。これは、うちの方の事務の実施状況でございます。総会は毎月実施しました。2番目農地法3条が47件ありまして、平均の処理日数が24日、標準処理期間は4月の総会で決めていただきましたよね、これがここに入ってくるというところでございます。30日ですね、農地転用3番です。こちら65件年間ございまして、標準処理期間はですね、農地法施行規則に書いてございまして、申請を受付して、総会で承認された意見書を私どもが農林又は県の本庁に提出する期間、それまでの期間が40日となっております。平均しますと20日で大体、意見書を提出しておるところでございますので、処理期間としては、大体、標準の半分程度で頑張っておるところでございます。違反転用というところは、今のところですね、無いというところでございますけれども解消をしましたからですね、そちらの方に協議とか、もし、する時は農林事務所とですね、やるというところで書いているところでございます。議案第6号の説明は以上でございます。

○議 長

それではですね、議案第6号について、事務局か説明がありました。質問のある方

をお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。議案第6号について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

本日の案件はこれですべて終了致しました。これをもちまして第24回の農業委員会を閉会致します。

午後2時 50分 閉会